

一般社団法人 大分県歯科医師会

定款施行規則

(承認基準)

第1条 定款第3条で承認する郡市を区域とする歯科医師会（以下「郡市歯科医師会」という。）は、本会の定款と抵触しない定款もしくは規約で設立された郡市歯科医師会であって、その郡市歯科医師会の会員は、本会の会員になると同時に日本歯科医師会の会員となるものでなければならない。

(入会申込書の記載事項)

第2条 定款第6条に規定する入会申込書には、生年月日、住所、就業所の所在地、歯科医師免許の年月日及び番号を記載し、かつ入会を希望する者が署名押印をしなければならない。

2 入会申込書については、郡市歯科医師会の会長の押印がなされていなければならない。

(住所と就業所とを異にする場合等)

第3条 定款第6条に規定する本会会員の入会手続きにおいて、住所と就業所が郡市又は都道府県を異にする場合は、就業所のある郡市歯科医師会の会員として手続きをするものとする。

2 郡市又は都道府県を異にして2以上の就業所を有する場合は、本人の選ぶ1の就業所のある郡市歯科医師会の会員として、前項の入会の手続きをするものとする。

(記載事項変更の届出)

第4条 会員は、第2条の記載事項に変更を生じたときは、その所属の郡市歯科医師会を経てすみやかに本会に届出なければならない。

(準会員の会費及び負担金)

第5条 定款第13条に定める準会員の会費、負担金に関しては代議員会の議決を経て減免することができる。

(準会員に対する準用規定)

第6条 準会員の退会、除名及び戒告については、定款第9条から第12条の規定を準用する。

(会費、負担金の徴収)

第7条 郡市歯科医師会は、その所属の会員のために、その会員が定款第8条により本会、日本歯科医師会及び九州地区連合歯科医師会に支払う会費及び負担金を徴収して本会に送金するものとする。ただし、代議員会の議決により別途の方法をとることができる。

2 一診療所又は病院に所属する会員のうち、その責任者（管理者を含む）のほかは、本会の入会金並びに会費を減額することができる。

3 前項における責任者が終身会員となった場合は、当該診療所又は病院に所属するその他の会員のうち、1名をその責任者とみなす。

4 公務員である歯科医師、またはこれに準じる会員については、会費及び負担金並びに入

会金については代議員会の議決を経て減免することができる。

- 5 会計年度の4月1日から9月30日までに入会した会員の会費は、その年度の全額とし、10月1日以後入会した会員の会費は、その年度の年額の2分の1の金額とする。ただし、入会金及び負担金についてはこの限りでない。
- 6 9月30日までに死亡した場合の会員の会費は、その年度の年額の2分の1の金額とする。ただし、納入した会費は返還を受けることはできない。
- 7 会員が老齢、疾病その他特別の理由により日本歯科医師会会費免除規程の適用を受け、なお本会の会費等の納入が著しく困難な者は、代議員会の議決を経て会費等を免除することができる。
- 8 会費等の免除の申請については、本会所定の申請書により所属郡市会を通じ申請しようとする年の1月末までに申請するものとする。その者の申請により代議員会が適当と認めた場合、一年度分の会費等を免除する。免除する会費等の年度は、代議員会で決定する。会費等の免除が決定したときは、所属郡市会を経て本人に通知する。
- 9 会費等の適用は一年度限りとし、会費等の免除理由が二年度分以上続く場合は、一年度分毎に申請を行うこととする。
- 10 会費等の免除の事由に関して疑義を生じた場合は、別途代議員会で協議する。

(代議員選出の員数及び届出)

第8条 郡市歯科医師会会長は、定款第14条第6項に定める代議員選挙の年の6月10日迄に代議員の氏名を、本会に届出なければならない。

(終身会員)

第9条 35年以上本会の会員であつて、75歳以上に達した者は、敬意を表するためこれを終身会員とする。

2 終身会員は、本会所定の会費を免除する。

3 前項の規定する会費免除の始期は、終身会員となった年度の翌年度とする。

(規則の改廃)

第10条 この規則を変更し、または廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 経過措置として第9条の規定に次の各号を適用する。

- 一 施行日の前日に満70歳以上であつた者が本会の会員として在籍期間が30年以上に達した場合
- 二 施行日の前日に満69歳以上で会員として在籍期間が29年以上であつた者が、満71歳以上に達し本会の会員として在籍期間が31年以上に達した場合
- 三 施行日の前日に満68歳以上で会員として在籍期間が28年以上であつた者が、満72歳以上に達し本会の会員として在籍期間が32年以上に達した場合
- 四 施行日の前日に満67歳以上で会員として在籍期間が27年以上であつた者が、満73歳以上に達し本会の会員として在籍期間が33年以上に達した場合
- 五 施行日の前日に満66歳以上で会員として在籍期間が26年以上であつた者が、満7

4歳以上に達し本会の会員として在籍期間が34年以上に達した場合

- 2 前項のほか、施行日の前日に現に会費を免除されている終身会員は、従前どおり会費を免除する。
- 3 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 4 この規則は、平成28年9月27日に決定し、平成29年4月1日から施行する。